おーい！くじらぐも

Vol.21　2023 年（令和 5 年）3 月号

発行人：(福)健翔会　相談支援センターくじらぐも
所在地：埼玉県行田市小見 1141 番地 1
TEL：048-580-3634　FAX：048-554-8814
MAIL：kujiragumo@kenshokai.net
発行責任者：くじらぐも　センター長　細川竜太

福祉サービスを利用するためには「くじらぐも」が作る『サービス等利用計画」が必要です。

「くじらぐも」は障害者総合支援法により、障害者・障害児に対し相談支援事業を提供する健翔会の第 4 号事業所です。

くじらぐもは、新しい事業所とのパイプ作りにも積極的に動いています。ぜひご相談ください。

先駆けてスタートした
佐賀県の利用証です。提携している
他県でも利用することができます。

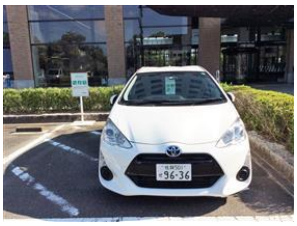

決められた駐車場に駐車し
バックミラーに掛けて使います。

このような駐車場を利用できます。
車イス用と少し幅の狭い駐車場です。

『パーキングパーミット制度（身障者用駐車場利用証）について』

この制度は、身体に障害のある方、高齢者の方、妊産婦の方、ケガをして一時的に歩行が困難な方など、身障者用駐車場を本当に必要な人のために確保する制度です。対象となる方に「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」を発行し、利用できる方を明らかにすることで、身障者用駐車場の適正利用を図る目的があります。利用証は 2 種類に分けられていて、緑は「身体障害・高齢者・難病患者・知的障害など長期間歩行が困難な方に 5 年間の有効期限で発行」、オレンジは「妊産婦・ケガや病気の方などで一定の期間で歩行が困難な方に、原則 1 年未満の有効期限で発行」するものです。利用証をバックミラーに掛けて駐車時に遠方からでも確認できる状態で掲示することが求められています。現在、全国 38 県 2 府 1 市が導入をスタートしており、この地域でなら県や府をまたいで利用することができます。埼玉県は、実施に向けて検討を重ねているところです。

この利用証が無い方が、身障者駐車場を利用していても罰則の規定はありません。理由は、利用証の不適正利用や本来、この制度はマナーアップのために作られた制度だからです。この制度の課題となっていることは、店舗による身障者用駐車場の確保です。車イスの方が利用しやすいようにするためにも、ある程度の広さが必要になってきます。次に利用証交付枚数に対しての身障者用駐車場の少なさです。また、マナー違反車両の取り締まりについて、警察の介入は難しく、施設管理者が注意するにしてもお客とのトラブルになってしまうこともあり、難しい問題となっています。

いずれにせよ、一人ひとりのマナー意識の問題と言っても過言ではありません。まずは、身障者駐車場に停めている車に対して「本当に障害者？」という疑いの意識から見てしまう雰囲気を「困っているんだね」という意識に変えることが必要ではないでしょうか。本人・家族・支援者の立場で思いは様々ですが、一人ひとりが「おたがいさま」「相手の立場になって考えてみる」気持ちを忘れないようにしたいですね。

＜3 月のトピックス＞

私事ですが、姪が 4 月から親元を離れ、部活動強豪校に入学します。先日、その姪から報告を受けたときに、とっさに頭に浮かんだこと。「その部活で将来、飯は食べられないだろう。」本来なら、やりたいことや夢を応援してあげないといけない立場なのに・・・。

歳を取ると平凡や安定、どうしても守りに入ってしまう自分を戒めました。いつになってもチャレンジすることはできる。限界を自分で決めたら、そこからの成長はない。改めて、姪に教わりました。